

○ 金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件(平成十九年金融庁告示第五十九号)

改正案		現行	
<p>(取引先リスク相当額の算出) 第十五条 取引先リスク相当額は、次の各号に掲げる額に第三項に定めるリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額とする。ただし、第十四条の二の規定により、証券化証券等が自己資本控除とされる場合の取引先リスク相当額は零とする。 一・二 (略)</p> <p>三 次の表に掲げる資産等の区分に応じ、同表に定める与信相当額</p>		<p>(取引先リスク相当額の算出) 第十五条 取引先リスク相当額は、次の各号に掲げる額に第三項に定めるリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額とする。ただし、第十四条の二の規定により、証券化証券等が自己資本控除とされる場合の取引先リスク相当額は零とする。 一・二 (略)</p> <p>三 次の表に掲げる資産等の区分に応じ、同表に定める与信相当額</p>	
<p>資産等 (略)</p> <p>預金 短期貸付金 未収入金 未収収益 顧客への立替金 短期差入保証金 賃貸用物品</p>	<p>帳簿価額</p>	<p>資産等 (略)</p> <p>預金 短期貸付金 未収入金 未収収益 顧客への立替金 短期差入保証金 賃貸用物品</p>	<p>帳簿価額</p>
与信相当額		与信相当額	

	(略)
	(略)
	(注1) ～ (注5) (略)
<p>(注6) 短期差入保証金（取引相手方に短期で差し入れた担保金その他の資産をいう。（注7）において同じ。）からは、金融商品取引所、金融商品取引清算機関、証券金融会社（法第二条第三十項に規定する証券金融会社をいう。）、商品取引所（商品先物取引法第二条第四項に規定する商品取引所及び外国におけるこれに相当するものをいう。）又は商品取引清算機関に差し入れるもの、非清算店頭デリバティブ取引（府令第百二十三条第一項第二十一号の六に規定する非清算店頭デリバティブ取引をいい、同条第七項の規定により同項第二号イからホまでに掲げる一又は複数の取引が含まれるものを含む。）に係る当初証拠金（同条第一項第二十一号の六に規定する当初証拠金をいい、同号二の規定による信託の設定又はこれに類する方法により管理されるものに限る。以下（注6）及び（注10）において同じ。）及び同条第十一項第五号に掲げる取引に係る外国における当初証拠金に相当するもの並びに信用取引差入保証金を除くことができる。</p>	
(注7) ～ (注9) (略)	

	(略)
	(略)
	(注1) ～ (注5) (略)
<p>(注6) 短期差入保証金（取引相手方に短期で差し入れた担保金その他の資産をいう。（注7）において同じ。）からは、金融商品取引所、金融商品取引清算機関、証券金融会社（法第二条第三十項に規定する証券金融会社をいう。）、商品取引所（商品先物取引法第二条第四項に規定する商品取引所及び外国におけるこれに相当するものをいう。）又は商品取引清算機関に差し入れるもの及び信用取引差入保証金を除くことができる。</p>	
(注7) ～ (注9) (略)	

(注10) 上記資産等からは、法第四十三條の二第二項の規定による信託、当初証拠金並びに府令第二百二十三條第十一項第五号に掲げる取引に係る外国における当初証拠金に相当するもの、府令第四百十三條第一項第一号又は第二号口及び第四百十五條第一項第四号に規定する信託並びに商品先物取引法施行規則第九十八條第一項第一号及び第九十八條の三の規定によるものに係るものを除くことができる。

四・五 (略)

2
2
9 (略)

(注10) 上記資産等からは、法第四十三條の二第二項の規定による信託、府令第四百十三條第一項第一号又は第二号口及び第四百十五條第一項第四号に規定する信託並びに商品先物取引法施行規則第九十八條第一項第一号及び第九十八條の三の規定によるものに係るものを除くことができる。

四・五 (略)

2
2
9 (略)